主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人相沢登喜男、同堀部進両名連名の控訴趣意書記載の通りだからこれを引用する。

同論旨(イ)点について

よって記録を調査するに本件起訴状公訴事実中「被告人等は外三名と共謀して云々」とある部分の被告人等の文字を漫然通常の用語例に従ってその前段に見える被告等全部を指すものと解するときはなるほど所論り通り、被告会社がその役職したるのでを認識となるも、右公訴事実の全体を通覧すれば、同起訴状の罰りのくだりに掲示の物価統制令第四十条の規定を照合するまでもなく、本件起訴状を被告会社に対する公訴事実とするところは原審が適切に解釈判示している通りで被告会社の役職員たる前記相被告人等四名外三名の共謀の事犯につき被告会社の責任を問わんとしたものと解すべきは当然で所論は結局起訴状のいささか不用意な告に対する訴因の不明確を主張しようとするもので独自の見解として到底採用の余地はない。

同論旨(ロ)点について

〈要旨第一〉記録並に当審で取調の被告会社登記簿謄本によれば本件起訴当時被告会社の代表取締役であつたAは〈/要旨第一〉原審の第二回公判期日と第三回公判期日との間に辞任しその旨登記せられているのに、原審はその第四回公判期日の冒頭で被告会社の弁護人より申出でがあるまでこれを知らず出席のAを被告会社の代表者と誤信して審理をすすめていたため、結局原審第三回公判は被告会社に関する限ととはなるが、同公判には先に被告会社の弁護人に選任せら〈要旨第二〉れているものである上右第三回の〈/要旨第二〉公判期日に於ては検察官より起訴状中の一部記載の趣旨の釈明と同公訴事実本文中にみえる日附を添附別表中記載の日附と一致する如く訂正せられているだけで、記録全体からみて、到底前記開廷の違法が被告会社に対する原審判決に影響するところかあつたとは認められぬので結局本論旨も理由がない。

論旨(ハ)点について

論旨は原審の量刑を過重失当とするものてあるが本件は前後六十四回に亘る物価 統制令違反の事実で、統制額超過代金額は合計八百万円余に達し居り、これによる 被告会社の不正利得も相当額に及び所論の事情を参酌するも被告会社に対する原審 の量刑(罰金三十万円)には何等過重の廉はなく本論旨も亦理由がない。

(裁判長裁判官 河野重貞 裁判官 赤間鎮雄 裁判官 山口正章)